

# 申込書及び電話・通信回線利用契約書

契約者(以下、甲とする)内外サポート(以下、乙とする)の間で下記のとおり契約したものとす

- (1) 契約期間は、甲からの入金確認後、甲の希望日より開始となる。契約期間は利用開始日より1ヶ月間(30、31日間)とする。継続、又は更新は入金確認で自動継続、更新とし、本契約書の効力は継続する。
- (2) 解約は、甲からの申し出で受付し解約希望日(開始日1ヶ月以内)に乙がサービスを停止する。
- (3) 期日までに入金の確認が取れなかった場合や乙が甲に連絡をしても返信がない場合、又は当社の顧客として、相応しくないと判断した場合は乙の判断で、いつでも強制解約できるものとする。
- (4) 甲は契約時に、初期費用として基本料金、保証料(前払通話料)登録料を支払う
- (5) 以下のサービスは、それぞれ保証金、月額基本料金、使用料金からなる。
- IP電話(データ通信端末)     データカード     レンタル携帯     他の通信サービス

基本料金(月額使用料)は更新日2日前迄に入金をお願いします(確認が取れない場合は解約となります)

- (6) 甲の都合による途中解約又は当局による強制解約の場合は保証金の返還はせず保証金から基本料金等に当てる事ができる事とする又通話料等の支払いがなく解約となった場合も保証金の返還は行わない。
- (7) 契約時の甲からの申告に偽りが発覚もしくは業務内容に違法の疑いがある場合は契約を解除する事が出来るその際は保証金等の返還は致しません。(内容によっては警察等に相談させていただきます)
- (8) 通話料金等が保証金(預かり金)の6割を超えた場合は乙は甲に料金を請求出来るものとし甲はすみやかに請求に応じなければならない(請求に応じず強制解約になっても異議は認めないものとする)
- (9) 本契約の権利を甲及び乙は第三者に譲渡してはならない。ただし、公的機関からの指示はこの限りではない。
- (10) 甲が乙の提供するサービスを使いトラブル等を起こしても乙は一切の責任を負わない。
- 甲、乙間は本契約のサービス利用の目的は、違法な事で利用するものではないことを確認した。
- (11) 甲と乙の本契約において、乙及び乙がサービスを提供する際の卸元が、何らかの理由で営業ができなくなり甲へのサービスが難しくなった場合、契約を解除する事ができるものとする。その際、甲からの賠償等の責任には一切応じられないものとする。
- (12) 不特定多数に大量に送信するスパムメール等の行為を禁ずる。その他、他人の迷惑になる行為が発覚した場合は強制解約し保証金等の返還は行わない。
- (13) 甲及び乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合、東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする事に合意する。

会社名/屋号名		代表者名	印
住所		契約番号	
連絡先	TEL	備考	
	FAX	備考	

確認項目(法改正による追加項目)

取引を行なう目的(使用用途)		職業/事業内容	個人( )・法人( )
実質支配者		備考	

平成 年 月 日

上記契約内容に同意し申し込む

署名